（木材）

第九条　木材の繊維方向の許容応力度は、次の各号に掲げる畜舎等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数値によらなければならない。

一　A構造畜舎等　建築基準法施行令第八十九条第一項本文に規定する数値。この場合において、同項の表中「国土交通大臣」とあるのは、「国土交通大臣又は主務大臣」とする。

二　B構造畜舎等　次の表の数値

長期に生ずる力に対する許容応力度（単位一平方ミリメートルにつきニュートン）					短期に生ずる力に対する許容応力度（単位一平方ミリメートルにつきニュートン）				
圧縮	引張り	曲げ	せん断		圧縮	引張り	曲げ	せん断	
$\frac{1.1Fc}{3}$	$\frac{1.1Ft}{3}$	$\frac{1.1Fb}{3}$	$\frac{1.1Fs}{3}$		Fc	Ft	Fb	Fs	

この表において、Fc、Ft、Fb及びFsは、それぞれ建築基準法施行令第八十九条第一項の表に規定する基準強度又は木材の種類及び品質に応じて主務大臣が定める圧縮、引張り、曲げ及びせん断に対する基準強度（単位一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。

2　積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は前項各号に規定する数値に一・三を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は同項各号に規定する数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

3　かた木で特に品質優良なものをしゃち、込み栓の類に使用する場合においては、その許容応力度は、それぞれ第一項各号に規定する数値の二倍まで増大することができる。

4　基礎ぐい、水槽その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、その許容応力度は、それぞれ前三項の規定による数値の七十パーセントに相当する数値としなければならない。

（鋼材等）

第十条　鋼材等の許容応力度は、次の各号に掲げる畜舎等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数値によらなければならない。

一　A構造畜舎等　建築基準法施行令第九十条に規定する数値。この場合において、同条の表一中「国土交通大臣が定める」とあるのは、「国土交通大臣又は主務大臣が定める」とする。

二　B構造畜舎等　次の表一又は表二の数値

一

許容応力度＼種類	構造用鋼材					黒皮
長期に生ずる力に対する許容応力度（単位一平方ミリメートルにつきニュートン）	圧縮	$\frac{F}{1.5}$				−
	引張り	$\frac{F}{1.5}$				$\frac{F}{1.5}$
	曲げ	$\frac{F}{1.5}$				−
	せん断	$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$				−
短期に生ずる力に対する許容応力度（単位一平方ミリメートルにつきニュートン）	圧縮	長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、曲げ又はせん断の許容応力度のそれぞれの数値の一・六五倍とする。				
	引張り					
	曲げ					
	せん断					

許容応力度＼種類	鋼素炭				鋼スレンテス				鋳鉄
	ボルト	構造用ケーブル	リベット鋼	鋳鋼	構造用鋼材	ボルト	構造用ケーブル	鋳鋼	
長期に生ずる力に対する許容応力度（単位一平方ミリメートルにつきニュートン）	仕上げ								
圧縮	−	−	−	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	−	−	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$
引張り	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	−
曲げ	−	−	−	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	−	−	$\frac{F}{1.5}$	−
せん断	$\frac{F}{2}$（数定、場定数異こ大土よ規表十令法築てにボ超四F値）めそ合め値なれ臣交り定一条第施基、つルえ〇がたのはたをるとが通国にのの九行準建いトるを二	−	$\frac{F}{2}$	$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$	$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$	$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$	−	$\frac{F}{1.5\sqrt{3}}$	−
短期に生ずる力に対する許容応力度（単位一平方ミリメートルにつきニュートン）	長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、曲げ又はせん断の許容応力度のそれぞれの数値の一・五倍とする。								

この表において、Fは、建築基準法施行令第九十条の表一に規定する基準強度又は鋼材等の種類及び品質に応じて主務大臣が定める基準強度（単位一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。